

奈良県告示第二百十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき次のとおり特別保護地区を指定するので、次のとおり告示する。

令和三年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 特別保護地区の名称

白川又鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

吉野郡十津川村、同郡下北山村及び同郡上北山村の境界の交点を起点とし、同所から同郡十津川村と同郡上北山村との境界を北進し、五條市、同郡十津川村及び同郡上北山村の境界の交点に至り、同所から五條市と同郡上北山村との境界を北進し、五條市、同郡天川村及び同郡上北山村の境界の交点に至り、同所から同郡天川村と同郡上北山村との境界を北東進し、東進し、北山川の支流天ヶ瀬川と白川又川との分水の尾根との交点の手前約三百メートルの白川又川支流の通称火吹谷に向かって下る尾根との交点に至る、いわゆる大峯山脈の稜線から白川又川流域側四百メートルの区域（別紙表示の区域）

三 特別保護地区の存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護地区

2 指定目的

当該区域は、標高約一千二百メートルから一千六百メートルに至るブナなどの天然林が生育しており、奈良県レッドリストに絶滅危惧種として掲載されているコマドリの繁殖地となっている。また、平成十六年七月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界文化遺産に登録された地域でもある。さらに、亜高山帯トウヒ・シラビソ林で構成され、国の天然記念物に指定されている仏経嶽原始林を含む、特に貴重な自然が残された区域である。このような自然環境を反映して、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているクマタカ及び準絶滅危惧種として掲載さ

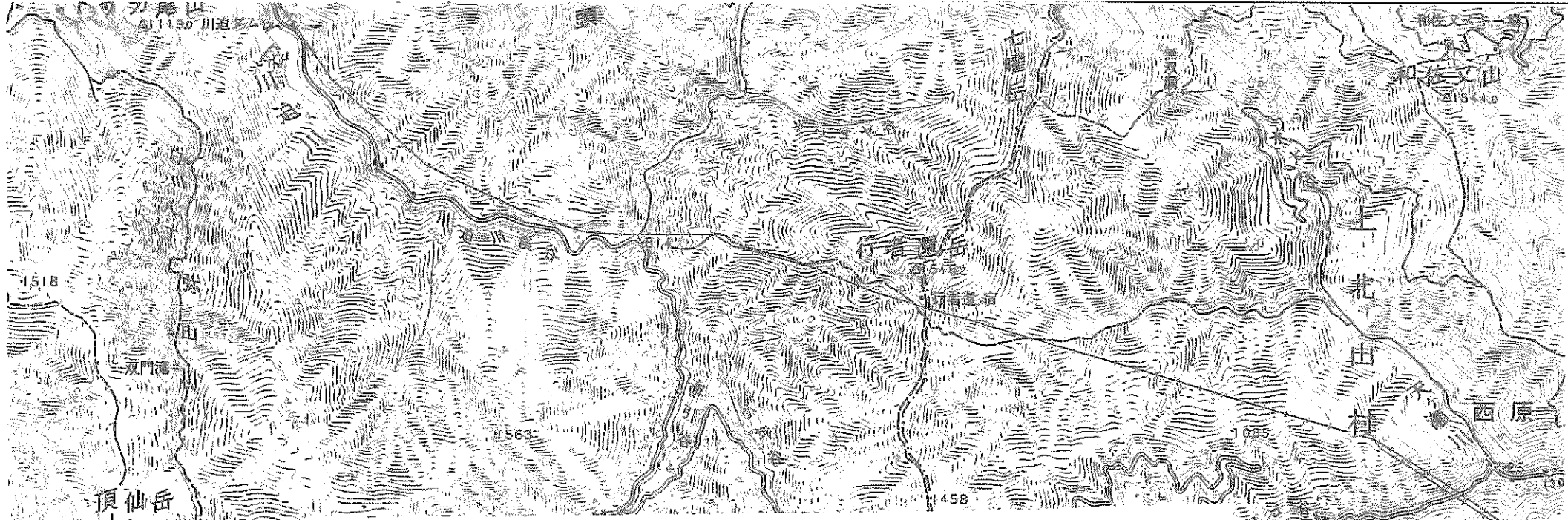
れているオオタカが生息している。また、奈良県レッドリストに希少種として掲載されているルリビタキ等の亜高山帯生息鳥類が生息及び繁殖している。

このため、当該区域は白川又鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

3 管理方針

上北山村、鳥獣保護管理員及び一般社団法人奈良県猟友会上北山支部の協力を得て県が管理する。

ニホンジカについては、奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、鳥獣保護区内での適正生息数（一平方キロメートルにつき五頭）を設定し、適正生息数へ誘導するための各種施策を実施する。



白川又鳥獣保護区特別保護地区

